

市区町村別集計項目(推進体制等)

山口県	
市区町村数	19

都道府県	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)				
								有			無	有			無	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
						14	15	9			19					
35	201	下関市	人権・男女共同参画課	1	2	1	1			0	第4次下関市男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
35	202	宇部市	人権・男女共同参画推進課	1	1	1	1	宇部市男女共同参画推進条例	2002年6月28日	2002年6月28日	第3次宇部市男女共同参画基本計画	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1		
35	203	山口市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	山口市男女共同参画推進条例	2014年3月18日	2014年4月1日	第2次山口市男女共同参画基本計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1		
35	204	萩市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	萩市男女共同参画推進条例	2010年3月23日	2010年4月1日	萩市男女共同参画プラン(第2次改定版)	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1		
35	206	防府市	社会福祉課	1	2	1	1	防府市男女共同参画推進条例	2013年12月27日	2014年4月1日	第5次防府市男女共同参画推進計画(幸せますほうふハーモニープラン21)	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
35	207	下松市	男女共同参画室	1	1	1	1			0	第5次下松市男女共同参画プラン~プライト21プラン~	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1		
35	208	岩国市	男女共同参画室	1	1	1	1	岩国市男女共同参画推進条例	2007年9月27日	2007年9月27日	第3次岩国市男女共同参画基本計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
35	210	光市	人権推進課	1	2	1	1			0	第3次光市男女共同参画基本計画	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1		
35	211	長門市	市民活動推進課	1	2	1	1	長門市男女共同参画推進条例	2009年3月19日	2009年4月1日	ながと男女共同参画計画(第3次)	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1		
35	212	柳井市	政策企画課	1	2	1	1			0	第3次柳井市男女共同参画基本計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1		
35	213	美祢市	男女共同参画推進室	1	2	1	1	美祢市男女共同参画推進条例	2012年3月16日	2012年4月1日	美祢市男女共同参画しあわせプラン	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
35	215	周南市	人権推進課男女共同参画室	1	2	1	1	周南市男女共同参画推進条例	2004年3月30日	2004年4月1日	第2次周南市男女共同参画基本計画 すまいるプラン周南~後期~	2020年3月 ~ 2025年3月	1	1		
35	216	山陽小野田市	人権・男女共同参画室	1	1	0	1	山陽小野田市男女共同参画推進条例	2005年3月22日	2005年3月22日	さんようおのだ男女共同参画プラン	2019年4月 ~ 2023年3月	1	1		
35	305	周防大島町	総務部 政策企画課	1	2	0	1			0	すおうおおしま男女共同参画プラン	2021年3月 ~ 2026年3月	1	1		
35	321	和木町	企画総務課	1	2	0	0			0	和木町男女共同参画推進計画	2017年3月 ~ 2021年3月	0	1		
35	341	上関町	総務課	1	1	0	0			0	第1次上関町男女共同参画プラン	2020年5月1日 ~ 2025年3月31日	0	1		
35	343	田布施町	総務課	1	2	0	0			0	第3次田布施町男女共同参画プラン	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1		
35	344	平生町	地域振興課	1	2	1	0			0	第3次平生町男女共同参画プラン	2016年4月1日 ~ 2022年3月31日	0	1		
35	502	阿武町	総務課	1	2	1	1			0	阿武町男女共同参画プラン	2001年6月 ~ 2025年7月	1	1		

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2022年3月末までの制定を目的に検討中
- 2 2021年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定に向け検討中
- 0 策定予定がない、検討していない

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等 住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営		
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			2						2	0	1	1	0	1	1	0	
35	201	下関市															
35	202	宇部市	宇部市男女共同参画センター・フォーユー	フォーユー	755-0033	宇部市琴芝町一丁目2番5号	0836-33-4004	0836-33-3958	https://www.foryou-ube.jp/	○			○			○	
35	203	山口市	山口市男女共同参画センター	ゆめぼぼら	753-0074	山口市中央二丁目5番1号	083-934-2841	083-934-2841	http://www.y-djc.com/	○		○			○		
35	204	萩市															
35	206	防府市															
35	207	下松市															
35	208	岩国市															
35	210	光市															
35	211	長門市															
35	212	柳井市															
35	213	美祿市															
35	215	周南市															
35	216	山陽小野田市															
35	305	周防大島町															
35	321	和木町															
35	341	上関町															
35	343	田布施町															
35	344	平生町															
35	502	阿武町															



都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			2			13	1	7.7	13	0	0.0	6	0	0.0	6	0	0.0	6,785	631	9.3
35	201	下関市				1	0	0.0	2	0	0.0							805	50	6.2
35	202	宇部市	1998年6月26日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							746	97	13.0
35	203	山口市				1	0	0.0	1	0	0.0							767	44	5.7
35	204	萩市				1	0	0.0	0	0								379	25	6.6
35	206	防府市				1	0	0.0	1	0	0.0							255	10	3.9
35	207	下松市				1	0	0.0	1	0	0.0							272	27	9.9
35	208	岩国市				1	0	0.0	1	0	0.0							786	79	10.1
35	210	光市				1	0	0.0	1	0	0.0							337	44	13.1
35	211	長門市				1	0	0.0	1	0	0.0							221	5	2.3
35	212	柳井市				1	0	0.0	1	0	0.0							315	34	10.8
35	213	美祿市				1	0	0.0	1	0	0.0							428	42	9.8
35	215	周南市				1	1	100.0	1	0	0.0							966	118	12.2
35	216	山陽小野田市	2012年9月29日	山陽小野田市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							339 (2021.3月末現在)	38 (2021.3月末現在)	
35	305	周防大島町										1	0	0.0	1	0	0.0	212	16	7.5
35	321	和木町										1	0	0.0	1	0	0.0	22	0	0.0
35	341	上関町										1	0	0.0	1	0	0.0	8	1	12.5
35	343	田布施町										1	0	0.0	1	0	0.0	74	3	4.1
35	344	平生町										1	0	0.0	1	0	0.0	149	33	22.1
35	502	阿武町										1	0	0.0	1	0	0.0	43	3	7.0

<選択肢回答>  
 男女共同参画に関する宣言  
 宣言の形態  
 1 首長声明  
 2 議会の議決  
 3 庁内連絡会議の決定  
 4 その他

調査時点コード	1	2021年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現況値						目標設定の対象である審議会等の範囲	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			調査時点コード								
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数		女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	目標設定の対象である審議会等の目標及び現況値	その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他		
																																その他	その他
	小計			870	744	12,956	4,149	32.0		561	501	8,180	2,394	29.3	101	65	619	124	20.0	605	76	12.6	624	77	12.3								
35	201	下関市	35.0	2026年3月	64	50	1,020	308	30.2	行政委員会及び法令、条例設置の審議会等	62	49	1,063	312	29.4	6	3	42	5	11.9	32	7	21.9	33	7	21.2	1		1		1		
35	202	宇部市	50.0	2022年3月	44	44	507	272	53.6	審議会等の設置・運営マニュアルに基づく分類のうち、「附属機関(法律又は条例設置)」、又は、「私的諮問機関(要綱設置)」に該当するもの。	36	36	546	257	47.1	6	5	38	14	36.8	25	3	12.0	26	3	11.5	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日	1		
35	203	山口市	35.0	2023年3月	82	70	1,606	444	27.6	法律又は条例、規則等により設置されている審議会等	33	30	616	173	28.1	6	5	46	12	26.1	51	4	7.8	52	4	7.7	1		1		1		
35	204	萩市	40.0	2022年3月	91	89	1,451	553	38.1	法令、条例で設置している審議会等 地方自治法第180条の5に基づく委員会	37	37	496	194	39.1	6	5	64	12	18.8	33	13	39.4	34	13	38.2	1		1		1		
35	206	防府市	35.0	2023年3月	90	77	1,324	406	30.7	法律、条例及び要綱等に基づく審議会等 ・スポーツ推進委員、民生委員及び児童委員	38	34	628	160	25.5	6	4	44	10	22.7	38	8	21.1	39	8	20.5	1		1		1		
35	207	下松市	30.0	2024年3月	51	45	604	158	26.2	法律又は法令、条例、要綱等により設置されている審議会	24	23	314	77	24.5	5	3	25	5	20.0	37	5	13.5	38	5	13.2	1		1		1		
35	208	岩国市	40.0	2023年3月	66	56	1,593	471	29.6	法令、条例、要綱等により設置されている審議会等	22	22	393	105	26.7	6	4	45	8	17.8	49	4	8.2	50	4	8.0	1		1		1		
35	210	光市	40.0	2022年3月	28	27	402	119	29.6	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	28	27	402	119	29.6	5	3	28	4	14.3	36	4	11.1	37	4	10.8	1		1		1		
35	211	長門市	31.9	2022年3月	50	42	676	229	33.9	地方自治法第180条の5に規定する委員会及び委員、地方自治法第202条に規定する附属機関、規則等が市が設置する協議会等	19	17	261	79	30.3	5	3	34	6	17.6	18	5	27.8	19	5	26.3	1		1		1		
35	212	柳井市	45.0	2023年3月	70	69	970	420	43.3	要綱等により設置されている懇談会、会議等	50	49	629	223	35.5	5	4	29	8	27.6	36	8	22.2	37	8	21.6	1		1		1		
35	213	美祇市	30.0	2026年3月	34	28	534	117	21.9	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	34	28	534	117	21.9	5	3	32	6	18.8	23	3	13.0	24	3	12.5	1		1		1		
35	215	周南市	40.0	2025年3月	64	57	865	280	32.4	法律又は法令により設置されている審議会、委員会等。条例、規則、要綱等により設置されている懇談会、会議等。	45	39	602	163	27.1	6	5	44	9	20.5	44	4	9.1	45	5	11.1	1		1		1		
35	216	山陽小野田	50.0	2022年3月	67	43	694	234	33.7	法律、法令又は条例により設置されている審議会等	33	31	489	164	33.5	5	3	27	5	18.5	34	5	14.7	35	5	14.3	1		1		1		
35	305	周防大島町	30.0	2026年3月	27	17	261	50	19.2	法律、法令、条例、要綱、規定により設置されている審議会等	15	11	170	34	20.0	5	2	28	3	10.7	25	0	0.0	26	0	0.0	2	2021年7月1日	2	2021年7月1日	2	2021年7月1日	
35	321	和木町									15	14	217	41	18.9	4	1	12	1	8.3	28	1	3.6	29	1	3.4	1		1		1		
35	341	上関町									17	14	176	26	14.8	5	3	26	4	15.4	26	1	3.8	27	1	3.7	1		1		1		
35	343	田布施町	30.0	2023年3月	26	15	258	45	17.4	法律、法令又は条例により設置されている審議会等、法律により設置されている委員会等	21	11	238	39	16.4	5	4	20	6	30.0	28	0	0.0	29	0	0.0	1		1		1		
35	344	平生町	25.0	2025年3月	16	15	191	43	22.5	地方自治法(202条の3)に基づく審議会等	15	14	168	44	26.2	5	3	17	4	23.5	23	0	0.0	24	0	0.0	1		1		1		
35	502	阿武町									16	14	214	56	26.2	5	2	18	2	11.1	19	1	5.3	20	1	5.0	1		1		1		





調査時点	調査関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を言む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することができる休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後の期間の明記はあるか。	問5 問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い						
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他	
		7	1の合計	18	1	0	15		1		15	15	15	15	16	14
		5	2の合計	0	17	15	3		17		0	0	0	0	2	0
		2	3の合計	1		3	0		0		0	0	0	0	0	0
		5	4の合計	0							4	4	4	4	1	5
35	## 下関市	1	下関市議員旧姓使用取扱要綱 第2条第1項 旧姓を使用できる文書等は、法律等に抵触するおそれのない範囲内において、職務遂行上、支障がないと認められるものとし、おおむね第1条に掲げるものとする。	下関市議会	1	2	2	1	下関市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条第2項 議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の8週間(多胎妊娠の場合)にあつては、十四週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1
35	## 宇部市	1	宇部市議員の旧姓使用に関する要綱 (通用職員) 第2条 この要綱により、旧姓使用ができる職員は、一般職に属する職員とする。ただし、臨時的に任用される職員を除く。	宇部市議会	1	2	2	1	宇部市議会会議規則 第2条 2 議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の六週間(多胎妊娠の場合)にあつては、十四週間)前の日から当該出席の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1
35	## 山口市	1	山口市議員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の申請及び承認) 第3条 議員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用届出書(様式第1号)を、所属長を経て、総務部職員課長に届けなければならない。なお、市長部局以外の職員は、所属長及び任命権者を經て、届出すること。 2 総務部職員課長は、前項に定める届出書を受理したときは、旧姓使用確認通知書(様式第2号)により当該職員に通知するとともに、所属長及び情報管理課長に連絡するものとする。	山口市議会	1	2	2	1	山口市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第31条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2					1	1

都 道 区	市 区	市 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8											
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定(産休を含む)」があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定(産休を含む)」があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定(産休を含む)」があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定(産休を含む)」があるか。	問4で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○を付けてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い										
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他									
			萩市議員旧姓使用取扱要綱	萩市議会	1	2	2	1	2													
35	#	萩市	1	<p>【趣旨】この要綱は、本市職員(会計年度任用職員を除く、以下「職員」という。)が、婚姻、異子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改め、婚姻・離婚・再婚等の前の氏(以下「旧姓」という。)を使用する場合の手續等に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>【旧姓の使用】第2条 職員は、法的な問題が生じるおそれなく、かつ対外的に紛解や混乱を招き、又は職務遂行上支障が生じるおそれのない範囲において、旧姓を使用することができる。</p> <p>【旧姓の使用範囲】第3条 旧姓を使用することができる文書等は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 職に氏名が記載された文書等 (2) 組織内で使用される文書等で、職務遂行上又は事務処理上支障が生じないもの (3) 職員の権利義務に係る文書等で、職務遂行上又は事務処理上支障が生じないもの (4) 職員の身分に關連する文書等(公権力の行使に係るものは除く。) (5) 法律等に基づかない文書等その他所属長が認める簡易なもの</p> <p>【旧姓の使用の申請及承認】第4条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用申請書(別記第1号様式)により、所属長を経て、市長に申請し、承認を受けなければならない。 2 市長は、旧姓の使用を認めるときは、旧姓使用承認通知書(別記第2号様式)により、申請者に通知するものとする。 3 市長は、前条の使用の範囲を超える申請について、旧姓の使用を認めないときは、旧姓使用不承認通知書(別記第3号様式)により、所属長を経て、申請者に通知するものとする。</p> <p>【旧姓使用者名簿】第5条 任命権者は、旧姓使用者名簿(別記第4号様式)を整備するとともに、旧姓使用の適正な運営管理に努めなければならない。</p> <p>【旧姓を使用する職員の義務等】第6条 旧姓を使用する職員は、旧姓の使用に当たっては、常に市民及び他の職員に紛解や混乱が生じないように努めなければならない。 2 各関係所属は、所属職員の旧姓の使用に關し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。</p> <p>【承認の取消】第7条 市長は、旧姓を使用する職員が前条第1項の規定に反すると認められるときは、当該職員に係る旧姓の使用承認を取り消すことができる。 2 市長は、前項の規定により承認を取り消した場合には、旧姓使用取消通知書(別記第5号様式)により、承認の取消しを受けた者に通知するものとする。</p> <p>【旧姓使用の中止】第8条 旧姓の使用を中止しようとする職員は、旧姓使用中止届(別記第6号様式)により、所属長を経て、市長に届けなければならない。</p> <p>【委任】第9条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に關し必要な事項は市長が別に定める。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この要綱は、令和2年8月1日から施行する。</p> <p>(経過措置) 2 この要綱の施行日前に戸籍上の氏を改めた職員が、旧姓の使用を希望する場合は、第4条第1項に規定する申請を行い、承認を受けることにより、旧姓を使用することができる。</p>	萩市議会	1	2	2	1	2												
			萩市議会会議規則	萩市議会																		
			<p>【欠席の届出】第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の 場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日まで、その範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p> <p>【欠席の届出】第9条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の 場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後8週間を経過する日まで、その範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p>	萩市議会																		

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8						
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○を付けてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない						
1. 明記した規定があり、認められている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
35	##	防府市	4	防府市議会	1	2	2	1	防府市議会会議規則 第二条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあっては十四週間)前日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第八十八条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあっては十四週間)前日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
35	##	下松市	2	下松市議会	1	2	2	1	下松市議会会議規則第2条第2項 議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	
35	##	岩国市	3	岩国市議会	1	2	2	1		2		1	1	1	1	1	
35	##	光市	2	光市議会	1	2	2	1	光市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第3条第3項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1



都 道 府 県	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8										
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休職期間の報償について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
1. 明記した規定があり、認められている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い期間である。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
35	##	山陽小野田市	2	山陽小野田市議会	1	2	2	1	山陽小野田市議会会議規則 第2条 2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
35	##	周防大島町	4	周防大島町議会	1	2	3	2		1					4	4	4	4	1	4
35	##	和木町	4	和木町議会	1	1	3	2		2					4	4	4	4	4	4
35	##	上関町	4	上関町議会	1	2	2	1		2					1	1	1	1	1	1
35	##	由良町	2	由良町議会	1	2	3	2		2					4	4	4	4	2	1
35	##	平生町	4	平生町議会	1	2	2	1	平生町議会会議規則 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の朝晩(朝晩手前)に議長に届けなければならない。前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1

都 道 府 県 コ ロ ニ ヤ ド	市 区 町 村 コ ロ ニ ヤ ド	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8					
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い				
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定 がある。 2. 明記した規定 はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者 の出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
35	阿武町	阿武町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、互いの個性が尊重され、能力を発揮しやすい職場環境を整備するため、阿武町職員(嘱託職員、臨時職員及び非常勤職員を除く、以下「職員」という。)が婚嫁、養子縁組その他の事由(以下「婚嫁等」という。))により戸籍上の氏を改めた後、引き続き婚嫁等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓を使用できる文書等) 第2条 職員は、法令及び条例等の規定に反するおそれのない専ら組織内部で使用している文書、軽微な文書等(以下「文書等」という。)で職務遂行上又は事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。 2 前項の旧姓を使用することができる文書等とは、別表に掲げるもののほか、町長が適当と認めるものとする。 3 旧姓を使用する職員は、前2項に定める文書等の押印にも旧姓を使用することができる。 (旧姓使用の承認) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、所属長を経由して町長の承認を受けなければならない。 2 職員は、前項の承認を受けようとするときは、婚嫁等により戸籍上の氏を改めたため、阿武町職員職務経歴簿(昭和49年政令第10号)を、以下「服務経歴」という。)第4条に規定する転居、改氏名、転居その他届出事項に異動があった場合に行う際、又は届出の後で、旧姓使用承認申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。 (旧姓使用の承認等) 第4条 町長は、前条第2項の申請書の提出があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。ただし、町長は、特別の必要があると認めるときは、別表に掲げる文書等のうち一部のものについて、旧姓の使用の承認をしないことができる。 2 町長は、前項の規定により旧姓の使用を承認又は不承認したときは、旧姓使用承認(不承認)通知書(様式第2号)により、その旨を所属長を経由して当該申請者(以下「旧姓使用者」という。))に通知するものとする。 (承認の取消) 第5条 町長は、前条の規定により旧姓の使用を承認した後において、当該旧姓使用者の旧姓の使用が、職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、当該旧姓使用者に係る旧姓の使用の承認を取り消すことができる。 (旧姓使用の中止) 第6条 旧姓使用者が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経由して町長に提出しなければならない。 2 前項の届出があった場合は第4条の承認は効力を失う。 (旧姓使用者等の責務) 第7条 旧姓使用者は、旧姓の使用に当たって、常に町長、職員等に説明や混乱が生じないように努めなければならない。 2 旧姓使用者は、規定する文書等については統一して旧姓を使用しなければならない。 3 所属長は、所属職員の旧姓の使用に關し適切な運用が図られるように努めなければならない。	阿武町議会	1	2	2	1			1	1	1	1	1	1
		阿武町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、産前、産後、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の閉議時刻までに議長に届けなければならない。													

都 道 府 県 コ ロ ニ ヤ ド	市 区 町 村 コ ロ ニ ヤ ド	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8				
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○を付けてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い				
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 明記した規定はない。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
35	##	阿武町	(その他) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に關し必要な事項は、町長が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この要綱の施行期日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員が旧姓の使用を希望する場合は、所属長を經由して町長に第3条の旧姓使用承認申請書を提出することにより、旧姓を使用できるものとする。 別表(第2条関係) (1) 名札、名刺 (2) 職場での呼称 (3) 職員録、座席表、電話番号表等 (4) 事務分掌表、引継書 (5) 年次有給休暇請求票 (6) 出勤簿 (7) 出張命令、復命書 (8) 時間外・休日勤務命令簿 (9) 職務専念義務免除申請書 (10) その他復命書 (11) 起家書 (12) 決裁文書 (13) 人事異動希望書・通知書 (14) 前各号に掲げるもののほか、法令等に基づかない文書等で町長が認めるもの 様式第1号(第3条関係)												

調査時点 調査関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)

都 道 府 県	市 区 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。				
		問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているかどうか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	3. 設置または提供する予定である。	4. なし					
					1. 行っている。	2. 行っていないが、今後取組む予定である。	3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	4. なし	1. 行っている。	2. 行っていないが、今後取組む予定である。	3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	4. なし	1. 行っている。	2. 行っていないが、今後取組む予定である。	3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	4. なし	1. 位置づけられた規定がある。	2. 位置づけられていない。	3. その他(不明等)
			0	0	4	2	0	0	0				0	1					3
			0	1	3	0	0	0	0				3	5					12
			0	1	12	0	0	2	0				16	1					4
			19	17	0	0	0	0	0				0	12					4
35	##	下関市	4	4	3								3	2					2
35	##	宇部市	4	3	3								3	2					2
35	##	山口市	4	4	1				3				3	4					2
35	##	萩市	4	4	1	1							3	2					3
35	##	徳山市	4	4	3								3	2					2
35	##	下松市	4	4	3								3	4					3
35	##	岩国市	4	4	3								3	4					1

